

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和3年度において実施する都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
旅籠町八日町線	山形		道路改良事業	工事費の1／10に相当する額	山形市
東原村木沢線	〃		〃	〃	〃
四日町山家町線	〃		〃	〃	〃
村山駅東沢線	村山		〃	〃	村山市
赤湯停車場線	南陽		〃	〃	南陽市
藤島駅笹花線	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
道形黄金線	〃		〃	〃	〃
豊里十里塚線	酒田		〃	〃	酒田市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

## 下水道事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和3年度において実施する下水道事業（単独）に要する費用の一部を、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

事業名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
最上川流域下水道 (山形処理区)	山形		流域下水道事業	工事費の1/2に相当する額	山形市
〃 (〃)	上山		〃	〃	上山市
〃 (〃)	天童		〃	〃	天童市
〃 (〃)	東村山	山辺	〃	〃	山辺町
〃 (〃)	〃	中山	〃	〃	中山町
〃 (村山処理区)	天童		〃	〃	天童市
〃 (〃)	西村山	河北	〃	〃	河北町
〃 (〃)	村山		〃	〃	村山市
〃 (〃)	東根		〃	〃	東根市
〃 (〃)	尾花沢		〃	〃	尾花沢市 大石田町 環境衛生 事業組合
〃 (〃)	北村山	大石田	〃	〃	〃

事 業 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
最上川流域下水道 (置賜処理区)	南 陽		流域下水道事業	工事費の1／2に相当する額	南 陽 市
〃 ( 〃 )	東置賜	高 島	〃	〃	高 島 町
〃 ( 〃 )	〃	川 西	〃	〃	川 西 町
最 上 川 下 流 流 域 下 水 道 (庄内処理区)	鶴 岡		〃	〃	鶴 岡 市
〃 ( 〃 )	酒 田		〃	〃	酒 田 市
〃 ( 〃 )	東田川	三 川	〃	〃	三 川 町
〃 ( 〃 )	〃	庄 内	〃	〃	庄 内 町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

#### 提 案 理 由

下水道事業（単独）に要する費用の一部を受益市町及び組合に対し負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものである。

## 道路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和3年度において実施する道路事業（単独）に要する費用の一部を、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
山形山寺線	山形		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	山形市
山形山辺線	〃		〃	〃	〃
東山七浦線	〃		〃	〃	〃
上山蔵王公園線	上山		〃	〃	上山市
山形山寺線	天童		〃	〃	天童市
山形天童線	〃		〃	〃	〃
貫見間沢線	西村山	西川	〃	〃	西川町
白滝宮宿線	〃	朝日	〃	〃	朝日町
寒河江村山線	村山		〃	〃	村山市
新庄次年子村山線	〃		〃	〃	〃
大石田土生田線	〃		〃	工事費の0.3/10に相当する額	〃
〃	〃		〃	工事費の0.7/10に相当する額	大石田町
山形天童線	東根		〃	工事費の1/10に相当する額	東根市
寒河江村山線	〃		〃	〃	〃
真室川鮎川線	最上	真室川	〃	〃	真室川町
砂子沢小又釜湧線	〃	〃	〃	〃	〃
曲川新庄線	〃	鮎川	〃	〃	鮎川村

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
米沢環状線	米沢		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	米沢市
椿長井線	長井		〃	〃	長井市
玉川沼沢線	西置賜	小国	〃	〃	小国町
国道287号	〃	白鷹	〃	〃	白鷹町
長井飯豊線	〃	飯豊	〃	〃	飯豊町
国道345号	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
荒代鶴岡線	〃		〃	〃	〃
国道344号	酒田		〃	〃	酒田市
余目松山線	〃		〃	〃	〃
浜中余目線	〃		〃	〃	〃
余目松山線	東田川	庄内	〃	〃	庄内町
下原山形停車場線	山形		雪寒関連事業	工事費の0.5/10に相当する額	山形市
山形天童線	天童		〃	〃	天童市
天童大江線	〃		〃	〃	〃
大江西川線	西村山	西川	〃	〃	西川町
長井大江線	〃	朝日	〃	〃	朝日町
宮宿浮島線	〃	〃	〃	〃	〃
東根尾花沢線	村山		〃	〃	村山市
大久保村山停車場線	〃		〃	〃	〃
国道287号	東根		〃	〃	東根市

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
国道347号	尾花沢		雪寒関連事業	工事費の0.5／10に相当する額	尾花沢市
銀山温泉線	〃		〃	〃	〃
大石田畠線	北村山	大石田	〃	〃	大石田町
新庄次年子村山線	〃	〃	〃	〃	〃
尾花沢大石田線	〃	〃	〃	〃	〃
新庄戸沢線	新庄		〃	〃	新庄市
向町最上西公園線	最上	最上	〃	〃	最上町
舟形大蔵線	〃	舟形	〃	〃	舟形町
国道344号	〃	真室川	〃	〃	真室川町
国道458号	〃	大蔵	〃	〃	大蔵村
戸沢大蔵線	〃	〃	〃	〃	〃
新庄鮭川戸沢線	〃	鮭川	〃	〃	鮭川村
米沢猪苗代線	米沢		〃	〃	米沢市
玉庭時田糠野目線	〃		〃	〃	〃
米沢浅川高畠線	東置賜	高畠	〃	〃	高畠町
長井停車場線	長井		〃	〃	長井市
木地山九野本線	〃		〃	〃	〃
寺泉舟場線	〃		〃	〃	〃
玉川沼沢線	西置賜	小国	〃	〃	小国町
国道287号	〃	白鷹	〃	〃	白鷹町

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
長井大江線	西置賜	白鷹	雪寒関連事業	工事費の0.5／10に相当する額	白鷹町
米沢飯豊線	〃	飯豊	〃	〃	飯豊町
国道345号	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
鶴岡羽黒線	〃		〃	〃	〃
国道344号	酒田		〃	〃	酒田市
国道345号	〃		〃	〃	〃
酒田八幡線	〃		〃	〃	〃
砂越停車場山楯線	〃		〃	〃	〃
余目加茂線	東田川	三川	〃	〃	三川町
国道345号	〃	庄内	〃	〃	庄内町
羽黒立川線	〃	〃	〃	〃	〃
妙見寺西藏王公園線	山形		側溝整備事業	工事費の1／10に相当する額	山形市
十日町山形線	〃		〃	〃	〃
中野長町線	〃		〃	〃	〃
白石上山線	上山		〃	〃	上山市
十日町山形線	〃		〃	〃	〃
山形天童線	天童		〃	〃	天童市
山形山辺線	東村山	山辺	〃	〃	山辺町
天童寒河江線	〃	中山	〃	〃	中山町
田代白岩線	寒河江		〃	〃	寒河江市

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
湯野沢寒河江線	西村山	河北	側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	河北町
樽石河北線	〃	〃	〃	〃	〃
岩根沢綱取線	〃	西川	〃	〃	西川町
国道287号	〃	朝日	〃	〃	朝日町
国道347号	村山		〃	〃	村山市
湯野沢寒河江線	〃		〃	〃	〃
東根尾花沢線	東根		〃	〃	東根市
〃	尾花沢		〃	〃	尾花沢市
鶴子尾花沢線	〃		〃	〃	〃
大石田畠線	北村山	大石田	〃	〃	大石田町
新庄鮭川戸沢線	新庄		〃	〃	新庄市
新庄長沢尾花沢線	〃		〃	〃	〃
平岡日当線	最上	金山	〃	〃	金山町
向町最上西公園線	〃	最上	〃	〃	最上町
東法田大堀線	〃	〃	〃	〃	〃
舟形大蔵線	〃	舟形	〃	〃	舟形町
新庄次年子村山線	〃	〃	〃	〃	〃
真室川鮭川線	〃	真室川	〃	〃	真室川町
大石田畠線	〃	大蔵	〃	〃	大蔵村
新庄鮭川戸沢線	〃	鮭川	〃	〃	鮭川村

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
曲川新庄線	最上	鮎川	側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	鮎川村
新庄戸沢線	〃	戸沢	〃	〃	戸沢村
片倉塩線	〃	〃	〃	〃	〃
国道287号	米沢		〃	〃	米沢市
原中川停車場線	南陽		〃	〃	南陽市
国道113号	東置賜	高畠	〃	〃	高畠町
川西小国線	〃	川西	〃	〃	川西町
国道287号	長井		〃	〃	長井市
長者原下新田線	西置賜	小国	〃	〃	小国町
深山下山線	〃	白鷹	〃	〃	白鷹町
岳谷上屋地線	〃	飯豊	〃	〃	飯豊町
国道112号	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
吹浦酒田線	酒田		〃	〃	酒田市
家根合新堀線	〃		〃	〃	〃
酒田遊佐線	飽海	遊佐	〃	〃	遊佐町
吹浦酒田線	〃	〃	〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

#### 提案理由

道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により提案するものである。

## 急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和3年度において実施する急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

指定区域名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
若木	山形		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の2／10に相当する額	山形市
西向	〃		〃	〃	〃
町浦	〃		〃	〃	〃
土合	〃		〃	〃	〃
慈恩寺(2)	寒河江		〃	〃	寒河江市
幸生	〃		〃	〃	〃
楯(3)	〃		〃	〃	〃
大淀	村山		〃	〃	村山市
長善寺	〃		〃	〃	〃
津谷(2)	最上	戸沢	〃	〃	戸沢村
神田(2)	〃	〃	〃	〃	〃
池黒	南陽		〃	〃	南陽市
芦沢	長井		〃	〃	長井市
大林寺(6)	西置賜	白鷹	〃	〃	白鷹町
関寺	〃	〃	〃	〃	〃
加茂	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
横町	〃		〃	〃	〃

指定区域名	所在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
大 針	鶴 岡		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の2／10に相当する額	鶴 岡 市
後 口 山	酒 田		〃	〃	酒 田 市
吉 ケ 沢	〃		〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

#### 提 案 理 由

急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。